

---

○財務省告示第百二十号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百四十四条第六号の規定に基づき、地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件(平成十八年三月財務省告示第百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

財務大臣 額賀福志郎

本文中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同文に次の一号を加える。

四 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

---